

5 履修指導（アドバイザー制）に関する規程

（趣旨）

第1条 本学は、その教育理念に基づいてグローバルな教育を少数者の枠組で、実践的にまた学生本位に行うためにアドバイザー制を設ける。

（目的）

第2条 個々の学生が各自の予想する進路に備えて、必要かつ有意義な履修計画をたてて修学するために、本学教員が周到な助言、指導を提供することを目的とする。

（構成）

第3条 アドバイザーの構成は、次のとおりとする。

- (1) 教授会を構成する専任教員は、学長、チャプレンを除き、アドバイザーとなる。ただし、その職務は1コマに相当するものと見なす。
- (2) アドバイザーは、一人につき学生20人内外の学生を担当することとし、学生の入学時にこれを決定する。
- (3) アドバイザーと学生各々の担当についての関係は、当該学生の在学期間を通じて継続することを原則とする。ただし、各年次後期終了時に、当該アドバイザー及び学生の相互審査により、継続又はやむを得ない場合の変更等の確認を行い、これを学務・入試センター長に申し出ることとする。
- (4) 担当変更の必要が生じた場合には、学務・入試センター長は当該アドバイザー及び当該学生と協議をし、学部長に変更又は新たな担当の承認を得ることとする。

（職務）

第4条 アドバイザーの職務の大綱は、次のとおりとする。

- (1) アドバイザーは、本学の教育理念、教育目標及び教育課程構成の全体、並びに担当学生の進路を視野に置き、個々の学生の在学期間を通じての総体的履修計画を指導助言し、さらに、適時適切な評価査定を行いつつ、これに基づく履修の軌道修正を施す助言指導を行う。
 - (2) アドバイザーは、履修指導のための個人面談、又はグループ指導等、担当学生との関わりを通して、チャペルを中心とするプログラムと併行して本学の共同体形成の一翼を担うこととする。
- 2 アドバイザーの職務の細目は、次のとおりとする。
- (1) アドバイザーは、本学のカリキュラムに精通し、「履修規程」に則り、学生との面談が常時、かつ十分に行えるように研究室の活用を図る。
 - (2) アドバイザーは、学生が在学予定全期間にわたる履修計画を描き、卒業後の進路が決定できるように助言する。
 - (3) 全履修計画の中に「ボランティア」及び「異文化圏での体験学習」が有意義に折

り込まれるように配慮し、助言する。

- (4) 学生の志向・能力・事情等を配慮し、「履修モデル」を参照しつつ、学期毎の履修を指導し、履修届に承認を与える。
- (5) 学生の成績評定に関わる学習及び出席状況等を常に把握し、指導及び督励を行い、特に、学期末・学年末にあつては学生の状況を把握し、(学則第 18 条及び成績評定規程)、その後の履修に備えた指導及び助言を与える。
- (6) アドバイザーは、担当学生の卒業研究、卒業論文、卒業制作等に関しては、その指導に当たらないことを原則とする。

(議決No.98-21)

(附則)

第 5 条

- 1 本規程の改廃は、教授会が行い、学長はこれを理事会に報告し、受理されなければならない。
- 2
 - a 本規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
 - b この規程の実効性を理事会は確認する。